

令和4年第2回（11月）

**広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録**

広島県後期高齢者医療広域連合議会



令和4年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

第1日(11月4日)

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣告(午後1時59分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	3
日程第1 仮議席の指定について	4
諸般の報告	4
日程第2 議長の選挙について	5
追加議事日程	6
日程第1 議席の指定について	6
会議録署名者の指名	6
日程第2 会期の決定について	6
日程第3 副議長の選挙について	7
日程第4 議案第7号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	8
日程第5 議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	10
日程第6 議案第9号 専決処分の承認について(令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))	11
日程第7 議案第10号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定	13
日程第8 議案第11号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	26
日程第9 議案第12号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	28
日程第10 議案第13号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	29
日程第11 一般質問	31
議了宣告	37
広域連合長の閉会挨拶	37
閉会宣告(午後3時42分)	37
会議録署名	38



広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第35号  
令和4年11月4日（金曜日）国保会館6階大会議室  
出席議員

1番	中	原	洋	美
2番	若	林	新	三
3番	山	本	昌	宏
4番	大	野	耕	平
6番	中	原	明	夫
8番	陶		範	昭
9番	高	本	訓	司
10番	今	岡	芳	徳
11番	八	杉	光	乗
12番	広	瀬	和	彦
13番	保	実		治
14番	近	藤	久	子
15番	網	谷	芳	孝
16番	石	原	賢	治
17番	井	上	佐	智子
18番	大	下	正	幸
19番	沖		也	寸志
20番	木	田	圭	司
21番	下	岡	憲	国
22番	諏訪	本		光
24番	中	本	正	廣
25番	服	部	泰	征
27番	藤	井	照	憲
28番	久保	田	龍	泉

欠席議員

5番	北	川	一	清
7番	大	川	弘	雄
23番	瀧	野	純	敏
26番	信	谷	俊	樹

説明員

広域連合長	平	谷	祐	宏
代表監査委員	寶	来	伸	夫
広域連合事務局長	道	下	克	典

広域連合事務局次長兼総務課長 藤 井 伸 朗  
業務課長 野 田 一 生  
総務課課長補佐兼企画財政係長 黒 川 輝 久  
業務課課長補佐兼賦課収納係長 森 川 茂 夫

議事補助員

議会事務局長 川 内 晴 美  
議会事務局次長 楠 木 加 予  
書記 菊 池 亜由美

---

議事日程（第1号）

（令和4年11月4日 午後1時59分開議）

- 日程第1 仮議席の指定について  
日程第2 議長の選挙について  
追加議事日程（第1号の追加1）  
日程第1 議席の指定について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 副議長の選挙について  
日程第4 議案第7号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について  
日程第5 議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について  
日程第6 議案第9号 専決処分承認について（令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））  
日程第7 議案第10号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定  
日程第8 議案第11号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について  
日程第9 議案第12号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）  
日程第10 議案第13号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
日程第11 一般質問

---

会議に付した事件  
議事日程のとおり

---

午後 1 時 59 分                      開                      会

○広域連合議会事務局長（川内晴美）

申し上げます。

本日の定例会は、議長及び副議長が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定によりまして、年長の議員が臨時の議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、海田町の下岡議員が年長でございますので下岡議員に臨時の議長として議事の進行を行っていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（下岡憲国）

ただいま紹介いただきました海田町の下岡です。

地方自治法第 107 条の規定によりまして、臨時の議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。着席させていただきます。

ただいまの出席議員は 23 名であります。地方自治法第 113 条の規定により定足数に達しておりますので、ただいまから、令和 4 年第 2 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

令和 4 年第 2 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用のところ御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

最近の新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、国による、全国旅行支援や入国制限の緩和など、経済活動を回復させる動きも始まりましたが、

一方で、感染者数が再び増加する傾向もみられるため、引き続き、油断することなく感染予防対策を継続していく必要がございます。

さて、後期高齢者医療制度に関しましては、本年10月から全国一律に医療費の窓口負担割合の見直しが行われ、一定の収入がある被保険者の方に2割負担が導入されました。当広域連合といたしましては、こうした制度改正を始め、様々な業務が円滑に進められるよう、国・県の動向をしっかりと把握しつつ、市町や関係機関と連携を図りながら、適切な運営に取り組んで参ります。

本定例会では、令和3年度歳入歳出決算認定をはじめ、補正予算等の重要案件を提出させていただいております。

どうぞ、慎重に御審議いただき、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○臨時議長（下岡憲国）

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第1号）のとおりでございます。この日程によって議事を進めて参りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（下岡憲国）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

---

## △ 日程第1 「仮議席の指定について」

○臨時議長（下岡憲国）

日程第1「仮議席の指定について」を議題といたします。「仮議席」は、現在着席されている席とします。

この際、御報告いたします。一身上の都合により、9名の方から辞職願が提出され、閉会中につき、それぞれ大崎上島町の尾尻康二議員については令和4年3月4日付け、福山市の塚本裕三議員、西本章議員については令和4年5月10日付け、三次市の鈴木深由希議員については令和4年5月13日付け、広島市の八條範彦議員、西田浩議員、石橋竜史議員については令和4年5月31日付け、呉市の林田浩秋議員については令和4年8月26日付け、府中町の山口晃司議員については令和4年9月20日付けで許可されておりますことを御報告いたします。

---

## △ 日程第2 「議長の選挙について」

### ○臨時議長（下岡憲国）

次に、日程第2 「議長の選挙について」を議題とします。お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### ○臨時議長（下岡憲国）

御異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名は、臨時議長において行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### ○臨時議長（下岡憲国）

御異議なしと認めます。臨時議長が指名することに決定しました。それでは、議長に2番若林議員を指名します。

お諮りします。2番若林議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

### ○臨時議長（下岡憲国）

御異議なしと認めます。よって、2番若林議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました若林議員が議場におられますので、当選の告知をします。以上で私の議事進行の職務を終わり、議長に交代させていただきます。御協力ありがとうございました。

### ○議長（若林新三）

皆さん、お疲れ様でございます。

ただいま議長に選出をいただきました若林でございます。それでは、一言御挨拶をさせていただきます。

この度は、広域連合議会の議長に御推挙いただき、誠に身に余る光栄でありますとともに、身の引き締まる思いでございます。

今後とも議員各位の御支援と御協力を賜りながら、広島県後期高齢者医療広域連合の円滑な議会運営を心がけたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（若林新三）

本日の議事日程は、お手元に配布しております追加議事日程（第1号の追加1）でございます。この追加議事日程により議事を進めて参りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若林新三）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

---

## △ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（若林新三）

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定をいたします。

議席は、現在着席されている席といたします。

なお、本日の会議録署名議員として8番陶議員、25番服部議員を指名いたします。

---

## △ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（若林新三）

それでは、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若林新三)

御異議なしと認めます。よって、会期を本日1日間と決定をいたします。

---

### △ 日程第3 「副議長の選挙について」

○議長(若林新三)

次に、日程第3 「副議長の選挙について」を議題といたします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(若林新三)

御異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名は、議長において行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

それでは、副議長に10番今岡議員を指名します。

お諮りします。10番今岡議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、10番今岡議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました今岡議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。それでは、今岡議員を紹介いたします。

○副議長（今岡芳徳）

ただいま副議長に選出いただきました今岡でございます。一言御挨拶をさせていただきます。

この度は、皆様に副議長に御推挙いただきまして、誠に光栄に存じます。微力ではございますが、皆様の御指導、御鞭撻を賜りながら、議長の補佐役として、広島県後期高齢者医療広域連合議会の円滑な運営に寄与できますよう努めて参りますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（若林新三）

この際、御報告いたします。理事者側の説明員として、平谷広域連合長、寶来代表監査委員、道下広域連合事務局長、藤井事務局次長兼総務課長、野田業務課長、総務課黒川課長補佐兼企画財政係長、業務課森川課長補佐兼賦課収納係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配付いたしました「例月出納検査」結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

---

△ 日程第4 「議案第7号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（若林新三）

次に日程第4「議案第7号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、6番中原明夫議員の退席を求めます。

○議長（若林新三）

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷祐宏）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

ただいま上程されました議案第7号について御説明申し上げます。

広域連合の監査委員につきましては、広域連合規約第 16 条第 1 項におきまして 2 人と定められており、同条第 2 項におきまして、いわゆる識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ 1 人を選任することとされております。

本案は、広域連合議員から選任されておりました林田浩秋氏の監査委員の辞職に伴いまして、現在欠員となっております広域連合議員選出の監査委員として中原明夫氏を選任することについて、御同意をお願いするものでございます。

議案の履歴書にございますように、中原明夫氏は、現在、呉市議会副議長の職を務めておられ、知識、経験ともに豊かな方であることから、広域連合監査委員として適任と存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（若林新三）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若林新三）

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。本件に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若林新三）

御異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。退席中の中原議員の入場を許可いたします。

○議長（若林新三）

中原明夫議員の選任については、同意されました。

△ 日程第5 「議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（若林新三）

次に日程第5「議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷祐宏）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

広域連合長。

◎広域連合長（平谷祐宏）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。「議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」でございます。

本案は、空席となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。入山欣郎氏は、現在、大竹市長として御活躍中であり、学識、経験ともに豊かな方で、副広域連合長として適任と存じます。何とぞ、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（若林新三）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若林新三）

御異議なしと認めます。本件を採決いたします。本件に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（若林新三）

御異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。

△ 日程第6 「議案第9号 専決処分の承認について（令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

○議長（若林新三）

次に日程第6「議案第9号 専決処分の承認について（令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（道下克典）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（道下克典）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第9号「専決処分の承認について」でございます。

議案書の1ページをお開きください。これは、提案理由にありますように、令和4年10月実施の窓口負担割合変更に関し、より一層の周知を図るため、国から送付される周知用ポスター及びリーフレットを県内医療機関等に送付するため、必要となる経費について令和4年6月10日付で補正したものでございます。

なお、この補正予算につきましては、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

4ページ及び5ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。まず5ページの歳出を御覧ください。「1款 総務費」「1項 総務管理費」に671万円を追加するとともに、この費用の財源といたしまして、同額を4ページの歳入の表、「2款 国庫支出金」「2項 国庫補助金」へ追加しております。

以上、上程されました議案につきまして、概要を御説明申し上げます。御審議の上、御承認を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（若林新三）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。

次に討論ですが、通告がございましたので、発言を許可します。

1 番中原洋美議員。

○1 番（中原洋美議員）

中原です。よろしくお願いいたします。

ただいま上程されました議案第9号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）専決処分の承認については、反対の討論をさせていただきたいというふうに思います。

以下、理由を述べてまいります。この議案は、令和4年10月1日から、一定の収入がある後期高齢者の医療費の窓口負担を1割から2割に引き上げるということを周知するために、国庫補助金を財源に、約670万円の広報費の専決処分に対して承認を求めようとするものでございます。

高齢者は公的年金が抑制されまして、収入は減り続けております。現在、新型コロナウイルスの感染拡大によって、まさに健康と生活への不安は大きくなる下で、医療費の負担増を打ち出すということに賛成しかねます。高齢者の命と暮らしに大きな打撃を与えるものであり、社会保障制度の重大な後退だと言わねばなりません。よって高齢者の窓口負担を増やす医療費負担の変更に関して、その周知を図ろうとするポスターやリーフレットの送付経費、これも認めたくないというふうに思っております。広報業務に関わる専決処分には同意できないということで、お伝えをしておきます。以上です。

○議長（若林新三）

本件については、他の発言の通告がありませんので、討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（若林新三）

起立多数。よって、本件は承認されました。

## △ 日程第7 「議案第10号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」

○議長（若林新三）

次に日程第7「議案第10号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

なお、本件の説明につきましては、長くなりますので、座って説明していただいて結構です。

◎広域連合事務局長（道下克典）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（道下克典）

「議案第10号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」について、御説明申し上げます。

私から「議案書」について説明を行いまして、別冊3の「歳入歳出決算書附属書類」、及び別冊4の「主要な施策の成果説明書」につきましては、事務局次長及び業務課長から説明をいたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

まず、議案書の8ページ、9ページをお開きください。一般会計の歳入でございます。一番下の合計欄でございますが、「予算現額」が14億6,795万7千円、「調定額」、「収入済額」ともに14億6,450万99円でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。歳出でございます。同じく一番下の合計欄ですが、「予算現額」が14億6,795万7千円、「支出済額」が13億1,061万1,368円、「不用額」が1億5,734万5,632円でございます。先ほどの歳入の「収入済額」からこの「支出済額」を差し引いた、「歳入歳出差引残額」は、表の下、欄外に記載していますとおり1億5,388万8,731円となり、令和4年度に繰り越しをいたします。

以上、議案書の一般会計について、御説明を申し上げます。次に、附属書類につきましては、事務局次長の方から説明をいたします。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

それでは、お手元の別冊3になりますが、「歳入歳出決算書附属書類」により、一般会計について、御説明をいたします。

恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

別冊の3、2ページ、3ページをお開きください。表の、まず歳入になりますが、表の左上のところ、「1款 分担金及び負担金」の「収入済額」、続いて右のページですが、13億567万1,352円で、これは全額が23市町からの事務費分賦金です。

続きまして、「2款 国庫支出金」の「収入済額」は31万8,956円で、これは、運営審議会に係る経費について交付された調整交付金です。

次に「3款 財産収入」、これは、財政調整基金の運用による利子収入で、「収入済額」は9,351円です。

続きまして、ひとつ飛びまして、「5款 繰越金」、これは、令和2年度の歳計剰余金で、「収入済額」は1億5,845万6,366円です。

続きまして、歳出について説明をいたします。ページが飛びまして、6ページ、7ページをお開きください。「1款 議会費」、「支出済額」、右のページになりますが、70万4,457円で、その右、「不用額」は201万6,543円です。

続きまして、「2款 総務費」これは、事務費や給料等負担金、事務所借上経費等を含む総務管理費並びに選挙費及び監査委員費で、「支出済額」は、7ページの中ほどになりますが、4億6,987万9,596円、「不用額」は5,901万1,404円です。

続きまして、ページがまた飛びまして、10ページ、11ページをお開きください。「3款 民生費」これは、特別会計への事務費繰出金で、「支出済額」は8億4,002万7,315円、「不用額」は9,115万4,685円です。不用額が生じた要因といたしましては、特別会計への事務費繰出金が減ったことによるものです。

続きまして、12ページをお開きください。一般会計の「令和3年度 実質収支に関する調書」です。議案書で説明をいたしましたように、「3 歳入歳出差引額」、「5 実質収支額」ともに1億5,388万8千円です。

一般会計の説明は、以上になります。

◎広域連合事務局長（道下克典）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（道下克典）

次に、特別会計の決算について御説明申し上げます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。また議案書の方にお戻りいただきたいのですが、議案書の12ページ、13ページをお開きください。まず、歳入でございます。表の一番下の欄でございますが「予算現額」が4,436億5,728万円、「調定額」が4,341億3,374万2,362円、「収入済額」が4,340億3,902万4,954円、「不納欠損額」が35万7,878円、「収入未済額」が9,435万9,530円でございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。歳出でございます。表の一番下の欄ですが、「予算現額」が4,436億5,728万円、「支出済額」が4,246億3,001万5,576円、「不用額」が190億2,726万4,424円でございます。

先ほどの歳入の「収入済額」からこの「支出済額」を差し引いた、「歳入歳出差引残額」は、表の下、欄外に記載してありますとおり94億900万9,378円となり、令和4年度に繰り越しをいたします。

以上、議案書の特別会計について御説明を申し上げます。次に、附属書類につきましては、業務課長から御説明をいたします。

◎業務課長（野田一生）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

業務課長。

◎業務課長（野田一生）

それでは、別冊3「歳入歳出決算書附属書類」の後期高齢者医療特別会計について、御説明いたします。

14ページ、15ページをお開きください。14ページ、15ページでございます。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

「1款 市町支出金」は、市町が被保険者から徴収した保険料と、医療給付費の12分の1相当分の市町負担金で、「収入済額」は719億7,151万3,108円でございます。

なお、令和3年度、現年度分の保険料収納率は99.64%で、前年度と比べて0.01ポイント増加をしております。「2款 国庫支出金」は、医療給付費の12分の3相当分の国庫負担金や、広域連合間の財政調整を目的として交付さ

れる調整交付金などの国庫補助金で、「収入済額」は1,397億4,178万1,489円でございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開きください。「3款 県支出金」は、医療給付費の12分の1相当分及び高額医療給付費に対する県負担金で、「収入済額」は358億4,544万1,184円でございます。

「4款 支払基金交付金」は、医療給付費の10分の4に相当する、現役世代の後期高齢者医療制度への負担金で、「収入済額」は1,687億8,713万1,195円でございます。続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

「5款 特別高額医療費共同事業交付金」は、著しく高額な医療給付費が発生した場合に、国保中央会から交付される交付金で、「収入済額」は1億1,784万9,812円でございます。

「7款 繰入金」は全額が一般会計から特別会計事務費への繰入金で、「収入済額」は8億4,002万7,315円でございます。「10款 諸収入」は、次の20ページ、21ページに渡りますが、延滞金、第三者納付金、返納金等を収入したもので、「収入済額」は、18ページ、19ページに戻っていただきまして、4億9,848万1,477円、「不納欠損額」は35万7,878円、「収入未済額」は9,435万9,530円となっております。20ページ、21ページにございます第三者納付金、返納金の収入未済分につきましては、今後も適切な事務処理により、回収に努めてまいります。

また、返納金における不納欠損額35万7,878円については、過去に発生した収入未済であり、督促等、徴収事務を行ったものの収入されなかったため、地方自治法の規定に基づき、5年が経過したことにより、消滅時効となったものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。22ページ、23ページをお開きください。「1款 総務費」は、給付事業等の運営のための事務経費で、

「支出済額」は8億7,294万8,284円、「不用額」は1億3,826万5,716円となっております。不用額が生じた主な要因は、2割負担周知に係るリーフレットの令和3年度における作成を取り止めたことに伴い、作成に係る委託料や発送に係る郵便料が不用となったこと、また、負担金、補助及び交付金において、中間サーバ維持管理経費負担金が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

「2款 保険給付費」は、療養給付費などの保険給付に係る経費で、「支出済額」は4,119億9,085万9,467円、「不用額」は187億4,370万4,533円でございます。不用額が生じた主な要因は、令和2・3年度の保険料率の設定時に、1人当たりの医療給付費の伸び率を令和2年度は対前年比0.8%の増、更に令和3年度は対前年比1.0%の増と見込んでおりましたが、実際には、新型コロナウイルス感染症による受診控えなどにより、令和2年度は対前年度比3.3%の減となり、令和3年度は令和2年度と比べて増額傾向にあったものの、支給額が支給見込額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、24 ページ、25 ページをお開きください。下の方になりますが、「3 款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、国保中央会が実施しております当該共同事業に対する拠出金で、「支出済額」は1億3,407万6,219円、「不用額」は1,586万8,781円でございます。

続きまして、26 ページ、27 ページをお開きください。「4 款 保健事業費」は、市町が実施した健康診査事業、健康増進事業等に対する補助金の交付や、市町への委託により保健事業と介護予防の一体的実施事業などを行ったもので、「支出済額」は4億9,310万56円、「不用額」は1億23万7,944円でございます。「6 款 公債費」は、執行の実績はありません。

続いて、ひとつ飛びまして、30 ページをお開きください。特別会計の「令和3年度 実質収支に関する調書」でございます。議案書で説明いたしましたように、「3 歳入歳出差引額」、「5 実質収支額」、ともに94億900万9千円でございます。

続きまして、32 ページをお開きください。「財産に関する調書」でございますが、「4 基金」につきましては、令和3年度末の時点での基金残高は、「財政調整基金」が5億7,108万8千円、「後期高齢者医療給付準備基金」が106億9,978万8千円となっております。

以上で「歳入歳出決算書附属書類」の説明を終わらせていただきます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）  
議長。（挙手）

○議長（若林新三）  
広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

続きまして、最後に、別冊の4「主要な施策の成果説明書」について、主なものを御説明いたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

それでは別冊の4の16 ページをお開きください。資料の方がちょっと横向きになりますが恐れ入ります。16 ページ「(3) 医療費適正化対策事業」です。事業の内容としましては、表の上段、「レセプト点検」では、全てのレセプト内容のチェックを行い、返戻や再審査、交通事故など第三者への求償等が必要と思われるレセプトの抽出などを行いました。事業費は9,777万7,776円です。続いて、表の2段目の「医療費通知」、こちらは、不正請求の防止やコスト意識の高揚を図るため、受診年月、医療機関名、日数、医療費の総額等を掲載した明細書を、被保険者に年2回、延べ約81万6千件通知をいたしました。事業費は、6,255万2,233円です。

続きまして、17 ページを御覧ください。「療養費支給申請書内容点検」、こちらは、柔道整復、鍼、灸及びあん摩・マッサージに係る療養費の内容点検

や、被保険者への照会による申請内容の調査を行いました。事業費は、378万9,961円です。続きまして、少し飛びますが、23ページをお開きください。23ページ「(8) 後期高齢者健診事業」です。これは、市町が実施した後期高齢者の健康診査事業及び歯科健康診査事業に対する補助金の交付や、広島県歯科医師会への業務委託による歯科健康診査事業により、受診の促進を図ったものです。事業費は、2億427万1,256円です。

まず、事業の内容、1の「健康診査事業」ですが、これは、市町が実施した健康診査に対して、補助金の交付を行ったものです。令和3年度の受診者数は4万3,058人、受診率は11.73%でした。前年度に比べ、受診者が2,583人、受診率は0.61ポイント増加しました。

続きまして、24ページをお開きください。2の「歯科健康診査事業」です。これは、市町が行った歯科健康診査に対して、補助金の交付を行ったものです。令和3年度の受診者数は233人、受診率は0.06%でした。引き続き、市町の取組に協力し、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

続いて、3の「歯科健康診査事業」です。これは、前年度に年齢到達により新たに後期高齢者医療制度に加入した被保険者を対象として、本広域連合が実施したもので、令和3年度の受診率は10.89%でした。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため延期をしました。令和2年度の対象者は、令和3年度の対象者に含めて実施しております。

続きまして、25ページを御覧ください。「(9) 後発医薬品使用促進事業」です。これは、後発医薬品の使用を促進することにより医療保険財政の改善や、被保険者の自己負担の軽減を図ったものです。まず、表の1番上、「後発医薬品の周知」として、年齢到達により新たに後期高齢者医療制度に加入した被保険者に対して、被保険者証の交付に併せて「ジェネリック医薬品希望カード」を配付し、後発医薬品の周知と使用促進を図りました。事業費は172万5,920円です。

また、その下、「後発医薬品差額通知」として、後発医薬品を使用した場合の先発医薬品との薬剤料の差額を通知し、後発医薬品の使用の促進を図りました。事業費は988万9千円です。

続いて、26ページをお開きください。「(10) 保健事業・介護予防一体的実施事業」です。これは、後期高齢者の多様な課題に対応するため、市町委託により、後期高齢者に対する個別支援であるハイリスクアプローチ、通いの場への積極的な関与等であるポピュレーションアプローチを介護予防事業等と一体的に実施し、後期高齢者の健康増進を図りました。事業費は1億7,989万2,902円です。

続きまして、28ページをお開きください。「(12) 健康増進費補助事業」です。まず、1の長寿・健康増進事業です。これは、後期高齢者の健康づくりや、生活習慣病の重症化予防のための訪問指導等、表にあります4つの項目に

該当する事業を行った延べ 14 市 8 町に対して、8,792 万 8,965 円の補助金を交付したものです。

続いて、29 ページを御覧ください。2 の「低栄養防止・重症化予防等推進事業」です。これは、低栄養・心身機能の低下、生活習慣病等の重症化の予防等を目的として、保健師等による相談・指導等を行った自治体 1 町に対して、114 万 2,013 円の補助金を交付いたしました。別冊 4 の説明は以上になります。

なお、続いて別冊 5 の方になりますが、別冊 5 の方で監査委員さんによる決算審査意見書を添付をしております。

令和 3 年度の歳入歳出決算書等につきましては、8 月 26 日に監査委員の審査をいただき、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数は正確であり、予算の執行は、適正であると認めていただいております。

以上で、「議案第 10 号 令和 3 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」についての説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若林新三）

これより質疑を行います。

議案第 10 号につきまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

○1 番（中原洋美議員）

はい（挙手）

○議長（若林新三）

1 番中原洋美議員。

○1 番（中原洋美議員）

それでは、議案第 10 号 令和 3 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算について 4 項目に関わってお尋ねをしたいと思います。

まず、保険料の滞納について伺えたらと思っております。

令和 4 年 8 月に「後期高齢者医療制度のしおり」というものが改訂されております。この中にはですね、「保険料を納めないでいると短期被保険者証を交付する。特別な理由がなく保険料の滞納が続いた場合は、財産を差し押さえる場合がある。」というふうに明記されております。

そこでお尋ねをいたします。令和 3 年度の滞納状況について、まず滞納者数、滞納金額、それから令和元年度以来 3 年間の推移が分かれば教えてください。

そもそも、この保険料は原則は年金天引きですから、保険料は遅滞なく徴収できるという仕組みになっているわけですけれども、なぜ滞納という状況にな

るのか、その滞納理由についてどのように分析をされているのかお尋ねをいたします。

また、保険料は2年間で時効というふうに私は理解しておりますけれども、先程5年間というものもあったように聞きますが、時効により不納欠損として処理された額はいくらぐらいになるのか、この不納欠損額はどのように補填されているのか教えていただきたいと思えます。

それから2つ目の質問はですね、この令和3年度の歳入歳出決算附属書類の中に、滞納整理学会負担金というのがありまして、ここに6,000円の支出をしたという記載があります。これは、どういう負担金なのか教えていただければと思えます。

3点目は、コロナ禍の減免についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免に関する広報に40万円の経費を補助金として支出をしたということに附属書類ではなっております。

この広報はホームページでされたのか、あるいは、全ての高齢者世帯に文書等で直接通知をされたのか、広報のやり方をお尋ねをいたします。

コロナ感染症による保険料減免の実際の件数と減免額及びどのような場合に減免の対象になったのか、なるのか、申請方法も併せてお尋ねをいたします。

また、1人10万円の特別臨時給付金などというものもありましたけれども、これに加えて、国や県が様々な休業補償などもいたしましたし、雇用調整助成金などもありました。こういうものが収入認定されますと保険料の算定時に所得が増えたということになって、保険料が引き上がるのではないかという懸念もありますけれども、これらの補助金などについてはどのような取扱いをされてきたのか教えてください。また、実際に保険料が上がった事例があるのかどうか、お尋ねもしておきます。

最後は基金積立金についてお尋ねをいたします。

高齢者の収入は公的年金に限られているという方がほとんどであります。年金額は目減りをする、介護保険料や後期高齢者医療保険料が天引きということで、手元に届く年金額は目減りするばかりでありますけれども、実際、75歳を過ぎてもですね、生活を維持するために働かざるを得ないという方も少なくありません。家計を切り詰めて暮らさざるを得ないというわけですが、こういう多くの高齢者の厳しい現実を見ればですね、少しでも保険料を引き下げようと、これが後期広域連合の仕事の1つだと私は思っておりますけれども、先程の御説明でもですね、106億円の基金があるというようなことでございました。このような積立金はどのように使われるお考えなのか、保険料引き下げのために活用されてきたのか、お尋ねをしておきます。もしされているとすれば、いくらを取り崩されて、1人当たりどれくらい下がったのか、取り崩し後の基金積立額もお尋ねをしておきます。以上です。

○議長（若林新三）  
当局の答弁を求めます。

◎業務課長（野田一生）  
議長（挙手）

○議長（若林新三）  
業務課長。

◎業務課長（野田一生）  
お答えいたします。

まず、1点目の保険料の滞納について、直近3年間の滞納者数、滞納額及び差し押さえ件数ということでございます。

滞納処分の状況等につきましては、保険料の収納事務を実際に行います各市町からの報告数値をまとめたものでございます。

令和元年度の滞納者数は3,438人、滞納額は1億3,961万7,041円、差し押さえ件数511件となっております。令和2年度でございます。滞納者数2,846人、滞納額は1億1,765万2,778円、差し押さえ件数は380件でございます。令和3年度滞納者数は2,856人、滞納額は1億1,391万1,266円、差し押さえ件数は498件となっております。

次に、保険料は年金天引きであるにもかかわらず、滞納が生じるのはなぜか、また、滞納理由についてどのように分析しているかとお尋ねでございます。

75歳の年齢到達により被保険者になった最初の数か月間、あるいは特別徴収の対象となる年金額が18万円未満の場合、あるいは介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額、これが特別徴収の対象となる年金額の2分の1を超える場合など、これは、被保険者の方自身が納付書や口座振替により納付をいただいております。

このような場合に、そもそも納付の意志がない方をはじめ、家族など納付の管理をしている第三者の方が納付を忘れていた、あるいは口座の残高が不足をしていたなど、様々な理由で滞納が発生するものと考えられます。

滞納の理由でございますが、本人の意志によるものや、財産がない、あるいは生活に困窮しているなどが考えられます。資力があるにも関わらず、正当な理由なく保険料を納付しない場合は、地方税の例により、最終的に差し押さえなどの滞納処分となります。一方で、財産がない、生活困窮等の理由により保険料が納付できない場合は、滞納処分の執行を停止して、時効成立とともに不納欠損処理をしているのが実情でございます。

そして、不納欠損額及びその補填はどのようにしているかとお尋ねでございますが、令和3年度の不納欠損額は、3,289万1,800円となっております。

不納欠損額は、最終的には後期高齢者医療給付準備基金で調整をすることとなります。

それから、滞納整理学会負担金 6,000 円の支出についてでございます。滞納整理学会は、税金などの徴収に当たる職員等で構成する学会で、毎年度、当広域連合が市町担当者を対象として実施する保険料収納事務研修会、この講師派遣をお願いをしております。

6,000 円の負担金でございますが、この学会への会費であり、当広域連合が会員となることにより、市町担当者の徴収に関する相談、これを随時受けていただいております。

続いて 2 点目の、コロナ禍の減免についてのお尋ねでございます。

関係補助金支出と新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免に関する広報のやり方についてのお尋ねでございますが、この補助金は、国の特別調整交付金のメニューの一つで、申請した 4 市町に交付をしたものでございます。

例えば、納付書等に同封するチラシの一部にコロナ減免の記事を掲載した場合、紙面全体の何割部分を使用しているか、その割合に応じて補助金の交付をしたものでございます。

なお、補助金交付の有無に関わらず、全市町で、広報紙やホームページ等により、幅広い広報は行っております。

次に、コロナ感染症による保険料の減免件数、減免額、減免基準及び申請方法でございます。

減免につきましては、死亡等によるものと所得激減によるものがございます。

令和 3 年度の減免件数は 189 件で、このうち死亡等による減免は 32 件、所得激減による減免は 157 件でございます。

減免額は、総額で 1,239 万 943 円、内訳といたしましては、死亡等による減免額が 137 万 5,791 円、所得激減による減免額は 1,101 万 5,152 円となっております。

減免の基準ですが、死亡等減免は、感染症の影響を受けたことにより、その方の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合、保険料の全額を減免いたします。

また、所得激減の場合は、まず、次の 3 つ要件の全てに該当する必要がございます。

1 つ目は、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入が前年の 1 / 3 以上減少していること。

2 つ目は、世帯の主たる生計維持者の合計所得金額が 1,000 万円以下であること。

3 つ目は、世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

これら3つの要件をすべて満たしている場合、対象となる保険料額に、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じまして、20%から全額まで、減免割合を乗じて算定した額を減免いたします。

申請方法ですが、窓口となるお住いの市町の後期高齢者医療担当課へ、必要書類を添えて申請をしていただきます。

それから、特別臨時給付金などが収入認定されると、保険料の算定時に所得が増え、保険料が上がるのではないかとのお尋ねでございます。国、都道府県、市区町村から個人あるいは世帯に支給される各種給付金は、非課税ですので、保険料の算定に係る所得には含めません。一方で、事業者を対象とした雇用調整助成金、持続化給付金は、課税所得のため、保険料の算定に係る所得となっております。

続いて、3点目の基金積立金でございます。

保険料引き下げのために活用されているのかとお尋ねですが、後期高齢者医療給付準備基金は、毎年度、保険給付事業を行うに当たり、収支の差額が年次進行で積み上がった剰余金でございます。保険料率の算定の際には、保険料の上昇抑制のための活用財源とすることができるものでございます。

保険料率の試算に係る国からの通知におきましても、「財政運営期間を通じて生じた剰余金は、次期財政運営期間における収入として繰り入れられるべきものである。」とされております。

これを踏まえ、令和4・5年度の保険料率の設定に当たりましては、令和3年度末における剰余金を約100億円と見込みまして、このうち90億円を活用して保険料の増加抑制を図り、残りの10億円については、新型コロナウイルス等の影響等による不測の事態に対応するために保留をいたしました。

これにより、均等割額は、基金を活用しなかった場合5万831円に対しまして、活用により4万5,840円、4,991円の抑制、所得割率は、9.8%に対しまして、活用により8.67%で1.13ポイント抑制となっております。

1人当たりの平均保険料額につきましても、月額で6,874円となるはずであったのに対し、基金の活用により6,198円と、676円の抑制となっております。以上でございます。

○1番（中原洋美議員）  
（挙手）

○議長（若林新三）  
1番中原洋美議員。

○1番（中原洋美議員）

基金の取り崩しをされて、保険料の抑制を行われたということで、これはずっとこれまで上がってきた保険料の中で、非常に良かったというふうに評価も

しておきたいと思うんですが、改めてこの保険料の引き下げを、なぜ今この時期に決断されたのかという、100億を超えたからとかいうこともあるのかもしれませんが、改めてちょっとお尋ねを、保険料を引き下げた理由をお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（若林新三）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（道下克典）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（道下克典）

保険料の引き下げを決断した理由についてのお尋ねでございます。

保険者といたしましては、後期高齢者の皆様に収めていただく保険料は、過度の負担とならないよう、十分配慮する必要があるというふうに認識をしております。

そのため、広域連合では増大する医療費の適正化を重要な課題であると位置づけまして、基本的なレセプト点検をはじめとした医療費適正化対策事業や、健康寿命の延伸につながる様々な保健事業に取り組んでおります。

しかしながら、医療の高度化や新薬の開発などにより、医療費の増大傾向が続いております。

その中で、今回の保険料率の算定におきましても、剰余金、基金の活用前の段階におきましては、医療給付費の増加や高齢者負担率の上昇に伴いまして、保険料率や1人当たり賦課額の増加が見込まれておりました。

一方、令和2年度・3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う受診控え等の影響もございまして、医療給付費の見込みが大幅に下回りました。このため、剰余金が増大するという見込みとなりました。

このため、国の通知にも示されていたこともあり、この剰余金を可能な限り活用することとし、先ほど、業務課長の方が御答弁申し上げたとおり90億円を繰り入れた結果、前回の保険料率と比較して、均等割額では611円、所得割率では0.17ポイント、いずれも引き下げることができたところでございます。

○議長（若林新三）

本件の質疑については、他に発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。これより討論を行います。議案第10号につきまして、通告がございましたので発言を許可します。

○1番（中原洋美議員）

はい（挙手）

○議長（若林新三）

1番中原洋美議員。

○1番（中原洋美議員）

それでは、議案第10号 令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算について、反対の討論をさせていただきたいと思います。

まず、先程質疑をいたしましたけれども、75歳以上の後期高齢者医療保険料が2年ごとの改定のたびにずっと上がってきたという中で、令和3年度の改定では、初めて保険料が引き下げられたということについては、評価をまずしておきたいというふうに思います。

しかしですね、やはり今、約7割の高齢者世帯が公的年金のみの生活ということ考えた場合にですね、唯一の収入源である年金が減らされていく、8年間で6.4%、3万円以上減ったということのようです。先程質疑でも、令和3年度は約500人の高齢者が1人約4万円の保険料を滞納されていたということも明らかになりましたけれども、やはりこの75歳以上の高齢者の皆さん、年金で生活しながら医療費も払い、そして人によっては介護も受けることになるわけですから、その低い年金で医療も介護もと、本当にこれが高齢期を支えられるのかと大いに疑問を持つわけであります。

そもそもこの後期高齢者医療制度というものがですね、私は大きな、国民を年齢で区切って、高齢者を劣悪に困り込んでですね、負担と差別を押し付けるなあというふうに思っております。この9月末までは窓口負担1割の方も多かったわけですが、これでも、お財布と相談しながら病院に行かなきゃいけないということで、重篤な結果にならざるを得ない方もあったかと思えます。75歳以上の高齢者は、私自身もそうですけれども、やはり年齢が進むにつれて、若い時とは、特別やはり体の衰え、そういうものもありまして、やはり若い時の2倍、3倍の医療費の負担、お医者さんにかからざるを得ないという状況があるわけです。

ですから、やはり高齢者には、この医療費をきちっと支えていくというのが大事だと私は思うんですけれども、やはり国がやるように、国庫負担を減らして減らして保険者に負担をさせるということではなくですね、保険者というのは高齢者自身ですね、負担をさせるということではなく、やはり国がきちっと支えていくということが私は基本に座るべきだというふうに思っております。これが反対の理由の一つ。

今一つは、マイナンバーカードのことがあります。これはあとから一般質問でもやりたいと思うんですけれども、これまでマイナンバーカードの普及のた

めにあの手この手といろいろ国が行ってきたんですけどね、やはり一向にこのマイナンバーカード進まないで、医療とひもづけをすとか預貯金口座にもひもづけする、いろんなことでポイントを付けるということがありましたけれども、これやはり様々な行政手続きのメリットということもあるかもしれませんが、やはり高齢者からすれば、個人情報を一括して管理して、プライバシーが守れないんじゃないかとか、診療で持ち歩けば落とすようなね、紛失する危険性も高まるわけですから、やはりそういう不安が、情報漏えいの危険性と隣り合わせのやり方、私は認められないなと思っております。

令和3年度のこの後期決算ではですね、いくらでしたかね、795万の総務費ですね、795万円の支出がされております。マイナンバーカードを普及するために。私はこういう制度に予算を使ってほしくないなというふうに思っております。そもそもその国民の願いから生まれたマイナンバーカードの普及ではないわけで、やはりこういうものに予算を使うことには賛成できかねるということで、以上の2点から、議案第10号には反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（若林新三）

本件については、他に発言の通告がありませんので、討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案どおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（若林新三）

起立多数。よって、本件は承認されました。

---

## △ 日程第8 「議案第11号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

○議長（若林新三）

次に、日程第8「議案第11号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（道下克典）  
議長。（挙手）

○議長（若林新三）  
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（道下克典）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書の16ページ、それから別冊1の「令和4年第2回広域連合議会定例会議案資料」の1ページをお開きください。説明は、議案資料の方でさせていただきます。

議案第11号 広島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

議案資料の1ページのまず1の改正の趣旨でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正に伴いまして、職員の育児休業等に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。育児休業に関する相談体制の整備を行うなど、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置に係る規定を整備するとともに、その他必要な規定を整理するものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日からでございます。

以上、上程された議案につきまして概要を説明申し上げました。御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若林新三）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（若林新三）

起立総員。よって、本件は可決されました。

## △ 日程第9 「議案第12号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」

○議長（若林新三）

次に日程第9「議案第12号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

それでは、「議案第12号 令和4年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、御説明いたします。

座って説明をさせていただきます。それでは議案書の方になりますけれども、19ページをお開きください。一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億5,388万8千円を追加し、予算の総額をそれぞれ16億1,229万9千円とするものでございます。

続いて20ページをお開きください。この補正の内容について御説明をいたします。まず、歳入です。「5款 繰越金」「1項 繰越金」について、令和3年度の決算剰余金1億5,388万8千円を計上したものです。

続いて右側21ページを御覧ください。歳出です。「2款 総務費」「1項 総務管理費」1億5,388万8千円の追加は、令和3年度の決算剰余金のうち、財政調整基金への積立金として1億5,388万6千円、令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金に係る返還金として2千円の合計額を計上したものです。

以上、上程されました議案につきまして概要を説明いたしました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若林新三）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（若林新三）

起立総員。よって、本件は可決されました。

---

△ 日程第10 「議案第 13 号 令和 4 年度広島県後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」

○議長（若林新三）

次に日程第 10「議案第 13 号 令和 4 年度広島県後期高齢者医療広域連合後  
期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

議長。（挙手）

○議長（若林新三）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（藤井伸朗）

それでは、「議案第 13 号 令和 4 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期  
高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について御説明をいたします。

座って説明をさせていただきます。

それでは、議案書の 22 ページをお開きください。特別会計補正予算（第 2  
号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 44 億 5,137 万 4 千円を追加し、  
予算の総額をそれぞれ 4,393 億 9,984 万 4 千円とするものです。

続いて右側の 23 ページを御覧ください。この補正の内容について御説明い  
たします。

まず、歳入です。「1 款 市町支出金」「1 項 市町負担金」の 8 億 9,992  
万 1 千円の追加は、令和 3 年度保険料等市町負担金及び療養給付費市町負担金  
の精算に伴う市町からの追加納付額を計上したものです。

「4 款 支払基金交付金」「1 項 支払基金交付金」の 25 億 9,446 万 1 千  
円の減額は、令和 3 年度後期高齢者交付金の過交付分について、令和 4 年度の  
当該交付金からの減額により返還する額を計上したものです。

続いて「7款 繰入金」「2項 基金繰入金」の32億7,434万6千円の減額は、今回の補正予算に関し、歳入超過となる金額のうち、後期高齢者医療給付準備基金繰入金の当初予算計上金額を減額したものです。

「8款 繰越金」「1項 繰越金」の94億900万8千円の追加は、令和3年度の決算剰余金を計上したものです。

続いて「10款 諸収入」「1項 延滞金、加算金及び過料」の45万4千円の追加、及び「3項 雑入」の1,079万8千円の追加は、保険料延滞金や、健診増進事業補助金等の精算に伴う、市町からの納付額を計上したものです。

続きまして、24ページをお開きください。歳出です。「5款 基金積立金」「1項 基金積立金」7億697万4千円の追加は、令和3年度決算剰余金について、後期高齢者医療給付準備基金への積立金を計上したものです。

「7款 諸支出金」「1項 償還金及び還付加算金」37億4,440万円の追加は、医療給付費等の確定等に伴う国、県、市町への返還金37億4,438万5千円、保険料還付金の精算に伴う広域連合から市町への保険料の還付金1万5千円の合計額を計上したものです。

続いて右側25ページを御覧ください。第2表 債務負担行為補正です。これは、令和5年度の事業のうち、令和4年度中に委託契約をして準備を進める必要がある「事務代行業務委託料」など表の5事業について、債務負担行為を追加するものです。

以上、上程されました議案につきまして概要を説明いたしました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若林新三）

本件の質疑については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（若林新三）

ありがとうございます。

起立総員。よって、本件は可決されました。

## △ 日程第11 一般質問

○議長（若林新三）

日程第11「一般質問」を行います。

1番中原洋美議員より発言の通告がございましたので、発言を許可します。

○1番（中原洋美議員）

はい（挙手）

○議長（若林新三）

1番中原洋美議員。

○1番（中原洋美議員）

それでは、一般質問ということで、大きく2問、発言をさせていただきたいと思っております。

まずは、健康保険証の原則廃止とマイナンバーカードの保険証利用についてであります。マイナカードと言われる保険証利用が2021年10月から可能とされてきたと思っておりますけれども、国は国会審議を経ずですね、健康保険証を原則廃止してマイナンバーカードでの診療を進めようということのようであります。マイナンバーカードを利用できるシステムの導入を原則義務化していくと。2024年度中には健保組合などにも保険証発行をするかどうか選択制を導入すると。原則廃止を見通していくという方向のようでありますけれども、医療機関はですね、来年4月にはマイナンバーカードを読み込めるような、本人確認ができるシステムを設置しなければならないというふうにも聞いております。

しかしこのマイナ保険証の制度の問題点が質されぬままに進められてはならないというふうに思っております、この度の質問にさせていただいたところです。本来、マイナンバーカードはその取得は任意でありまして、法律でも義務付けられてはおりません。しかし、その保険証が原則廃止ということになりますと、マイナンバーカードを持たない人は公的医療診療から遠ざかっていかなざるを得ないという結果になるわけでありまして、あらためて、その保険診療といいます、命を引き換えにですね、保険証を廃止して、事実上のマイナンバーカードの義務、取得義務ということには、ずいぶん私は異議があります。

この間、先程も申しましたけれども、マイナポイントというものを付けて、取得率を上げようと国はやってきましたけれども、現在でも50.1%というような状況のようです。保険証利用の登録件数では2割程度というような情報も出ておりますけれども、やはりこの取得が進まないのは、その必要性がないというふうに国民が思っているということもありますけれども、やはり個人情報

をすべてカードに紐づけしていく，そういうやり方に対して，個人情報を守られるんだらうかと国民の中に強い懸念があるというふうに言わねばなりません。

それはひっくり返せばですね，政府に対する信頼が低いということなんでしょう。とりわけ，その医療情報というのは大変デリケートな個人情報ですから，これをこう集積させることで国民が不安に思うのは当然だと私は考えます。

この健康保険証を廃止すればですね，もちろんマイナカードを持ち歩くことが増えるわけで，紛失するリスクも高まります。高齢者ですから，どうしても物忘れや勘違いということも多いでしょう。で，聞けばですね，カードを紛失して再発行するには1カ月以上かかるというようなことも言われておりました，じゃあその間に病気になったらどうするのということも，何ら決まっていないと，私は認識をしております。

そこでお聞きするんですが，令和3年度では，先程も反対で申し上げましたが，マイナンバーカード交付申請書作成等業務委託費約800万円が支出をされておりました。この広島県の後期高齢者のマイナンバーカード取得状況と，その人数ですね，取得率，こういうものを教えていただければと思います。

そしてこのマイナ保険証，こういうものの委託業務先はどこなんでしょうか。カードを取得された方は，全員がこの医療とのひもづけをされているのかどうか，その状況を教えてください。医療情報とは一体何か，これも聞いておきたいと思います。

既に昨年の10月からマイナ保険証ができていますが，紛失された事例があるのか，再発行にどれくらい時間がかかるのか，この医療が必要となった場合の診療はどうなるのか，紛失してカードが無くなっちゃったという場合にはどのようなになるのか，教えていただきたいと思います。

私は医療現場が大変に大きな負担になると感じております。マイナ保険証に対応できる広島県内の医療機関数と割合を現時点での状況をお尋ねをしておきます。

それで，国会議員が質問主意書というものを当局，政府の方に出して，「マイナンバーカードの取得は法律で義務化されていないのに，なぜ医療については，取得が強制できるのか。」と，こういう質問をいたしました。それについて，厚生労働省はですね，「省令での改定を検討している。」というふうに回答をされたようです。それで，省令で改定する場合には，中央社会保険医療協議会総会とか社会保障審議会の医療保険部会で方針が決められれば，国民が意見を述べる場合は短期間のパブリックコメントしかないということのようです。

それで，医療現場は，コロナ禍の対応で大変逼迫をしておりましたね，保険証を廃止してカードになりますと，新たな負担，混乱，どうしても持ち込まれると思うんです。それで，広域連合は，この保険証の廃止と，マイナンバーカードの保険証利用に関わるシステム導入の義務化について，どんな見解・評価をお持ちなのかお尋ねをしたいと思っておりますし，広域連合として，国にですね，保険証廃止とかマイナ保険証の強制は止めなさいという意見書などを提出すべ

きだと思うんですけれども、どのようにお考えかお尋ねをしておきたいと思えます。

それからもう一つの質問は、医療費の2割負担についてです。この10月から医療費が2割になりました。約年収200万円以上の単身世帯、夫婦ともに75歳以上で年収が320万円以上の世帯が2割になります。年金削減、コロナ禍、物価高騰、この3重苦に苦しむ多くの高齢者に新たな医療費負担ということは…。

○議長（若林新三）

中原議員。

○1番（中原洋美議員）

はい

○議長（若林新三）

2回目の質問は、次の質問になりますので、今いっぺんに言いますと、発言時間に制限が出てきますが、よろしいですか。

○1番（中原洋美議員）

じゃあ、一つずつできるんですね。すみません。ありがとうございます。

○議長（若林新三）

当局の答弁を求めます。

◎業務課長（野田一生）

議長（挙手）

○議長（若林新三）

業務課長。

◎業務課長（野田一生）

ただいまのお尋ねについて、広島県のマイナンバーカードの取得状況等々については私がお答えいたします。

マイナンバーカードの保険証利用等に係る広域連合の評価・見解及び国へ反対を求めるべきではないかとのお尋ねにつきましては、事務局長の方からお答えをいたします。

まず、広島県のマイナンバーカード取得状況でございますけれども、取得率につきましては、令和4年9月末時点で54.2%、23万4,124枚、これを交付しております。47都道府県中8位という状況でございます。

次に業務委託先についてのお問い合わせでございます。

後期高齢者のマイナンバーカードの取得促進については、厚生労働省からの依頼に基づきまして、具体的な取り組みを実施しているところでございます。この業務委託につきましては、交付申請書の作成及び封入封緘業務、これを一般競争入札により選定いたしました、株式会社DNPデータテクノに委託して行ったものでございます。

次にマイナンバーカードの保険証利用に対応できる医療機関数とその割合ということでございますけれども、これは厚生労働省のホームページにおきまして、健康保険証利用対応の医療機関・薬局についての情報が随時更新をされております。令和4年10月16日時点で、広島県内5,634件中1,919件、全体で34.1%で利用可能であるというふうに考えられます。そのほかお尋ねの無くした場合の再発行に要する期間、あるいはそういう事例があるか等については、当広域連合では把握をしておりませんので、回答の方は控えさせていただきます。私からは以上でございます。

◎広域連合事務局長（道下克典）  
議長。（挙手）

○議長（若林新三）  
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（道下克典）

続きまして、私の方から、マイナンバーカードの保険証利用等に係る広域連合の評価・見解及び国に対し強制反対を求めるべきではないかというお尋ねについてお答えをいたします。

マイナンバーカードの保険証利用につきましては、処方薬や受診歴の情報を治療に生かせることや、窓口での限度額以上に医療費の一時支払いが不要になるなど、被保険者の利便性の向上に寄与するものであると認識をしており、被保険者の皆様が、必要な時に、必要な医療を的確に受けただけの環境の整備につながるものと考えております。

そのため、現在、被保険者をはじめ、国民の皆様が懸念されているような、例えば、個人情報漏洩対策であるとか、マイナンバーカードの紛失時の対応などの課題につきましては、国において、一つずつ確実に解決するとともに、被保険者の方々の不安を払拭するための、より丁寧な説明を行い、御理解を得ながら進めていくことが重要でございます。

当広域連合といたしましては、今後、国に対して、全国後期高齢者医療広域連合協議会や地域ブロック会議など、あらゆる機会をとらえて、被保険者の皆様が安全かつ安心して利用できる制度となるよう、要望や意見交換などを行ってまいりたいと考えております。

○議長（若林新三）

それでは、次の一般質問に移ります。

引き続きまして、1番中原洋美議員より発言の通告がございましたので、発言を許可します。

1番中原洋美議員。

○1番（中原洋美議員）

それでは、一般質問の二つ目の医療費の2割負担について、お聞きをしたいと思います。75歳以上の医療費が令和4年の10月から、1割から2割ということになりました。

それで、まずこの窓口負担引き上げの中身となぜこのような負担が必要になったのか、お聞きをしておきたいと思います。それで、県内では、この対象者数は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。厚生労働省によりますと、2割負担になった人たちの1人当たりの医療費は、平均3万4千円ぐらいの負担増じゃないかと推計もしているようですが、広島県内では1人当たりどのぐらいの負担増になるのか教えてください。

それから、窓口の一部負担金の引き上げによって、医療給付費全体が縮小するわけですが、それはどれぐらい縮小するのか、その見込み値も聞ければと思います。

国はですね、負担増を抑えるということでしょう。3年間限定で「配慮措置」というものも設けました。この配慮措置というのは、結局負担が大きいから徐々にという、影響の大きさに鑑みて行ったんだと思うんですが、まさに国自身が負担の大きさを認めているということに他ならないということですけども、この配慮措置とは一体どんなものなのか教えてください。

それから医療に関わる総額というのは、患者さんの窓口負担を除いた部分の1割は高齢者自身の保険料、それから5割は税金、残る4割は現役世代が加入する健康保険組合からの支援金でまかなわれていると、こういうことになっておりますけれども、国が言うには、高齢者に2割の医療費負担をしてもらうことで、若い世代、つまり現役世代が負担する後期高齢者支援金の上昇を抑える効果がある、というようなことを強調しているようでありますので、実際どれぐらい上昇を抑えられるのか聞きたいんですね。

それで、高齢者の医療費2割負担によって、事業者負担を除いた現役世代が負担する高齢者支援金の減少額は、1人当たりいくらぐらいになるのか。また、後期高齢者医療にかかる公費の負担は、どの程度減額されるのか教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（若林新三）

当局の答弁を求めます。

◎業務課長（野田一生）  
議長（挙手）

○議長（若林新三）  
業務課長。

◎業務課長（野田一生）

なぜ2割負担の導入が必要となったのかとのお尋ねでございます。これ今議員おっしゃられたように、75歳以下の現世代の方の負担軽減のため、75歳以上の方に適正な負担を求めるということで、2割の負担が新規に導入されたものでございます。

それから、広島県の2割負担対象者でございますけれども、全被保険者約45万1千人のうち9万6千人となっております。全体の21.4%、これがこの度2割負担新規になられた方の割合ということになります。

次に、2割負担による、1人当たりの医療費の負担増となる額でございますけれども、2割負担となる方の1人当たりの医療費増加額、国の推計値、平均3万4千円でございますが、これ令和2年度に、国の社会保障審議会医療保険部会で示されたものではございますけれども、この算出方法等、これが明らかでないために、比較となります広島県ではいくらになるかという推計は行っておりませんので、回答は控えさせていただきます。しかしながら、この推計値に基づいて、負担増加額が最大でも月3,000円、年間3万6千円に収まる、この配慮措置が設定されておりますことから、広島県の数値も大きな差が出ることはないものとは考えております。

次に配慮措置の内容でございますが、2割負担への変更による影響が大きい外来患者について、負担増加額が最大でも月3,000円に収まるよう措置を講ずるものでございます。

具体的には、10割の医療費が30,000円だった時、2割であると自己負担額月6,000円となりますが、これを超えた場合に、その超えた医療費について1割負担となるよう、高額療養費の上限額を設定するというものでございます。この配慮措置は、急激な負担の増加を抑制するためのもので、施行後3年間の経過措置となっております。

2割負担該当者の方で、高額療養費の口座登録がない方には、口座登録に必要な書類を今回送付をしております。事前に口座登録していただくことで、高額療養費の算定となった時期に、速やかに返金できるよう対策を講じております。

次に、現役世代が負担する高齢者支援金の1人当たり減少額、それと後期高齢者医療にかかる公費負担の減少額ということでございますが、国の試算によりますと、現役世代が負担する一人当たりの高齢者支援金は、67,300円から66,600円に、700円の減少が見込まれております。

また、令和4年度予算ベースで、国費、こちらが約260億円、地方費が約150億円、公費全体で合わせて約410億円の減少が見込まれているところでございます。以上でございます。

○議長（若林新三）

それでは、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。閉会に当たり、広域連合長の挨拶があります。

---

◎広域連合長（平谷祐宏）

令和4年第2回広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、議決を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

引き続き、安定した制度の運営に向けまして、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

---

○議長（若林新三）

議員各位におかれましては、案件について、熱心に御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。

皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げる次第であります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

---

午後3時42分

閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 若 林 新 三

広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長 下 岡 憲 国

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 陶 範 昭

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 服 部 泰 征